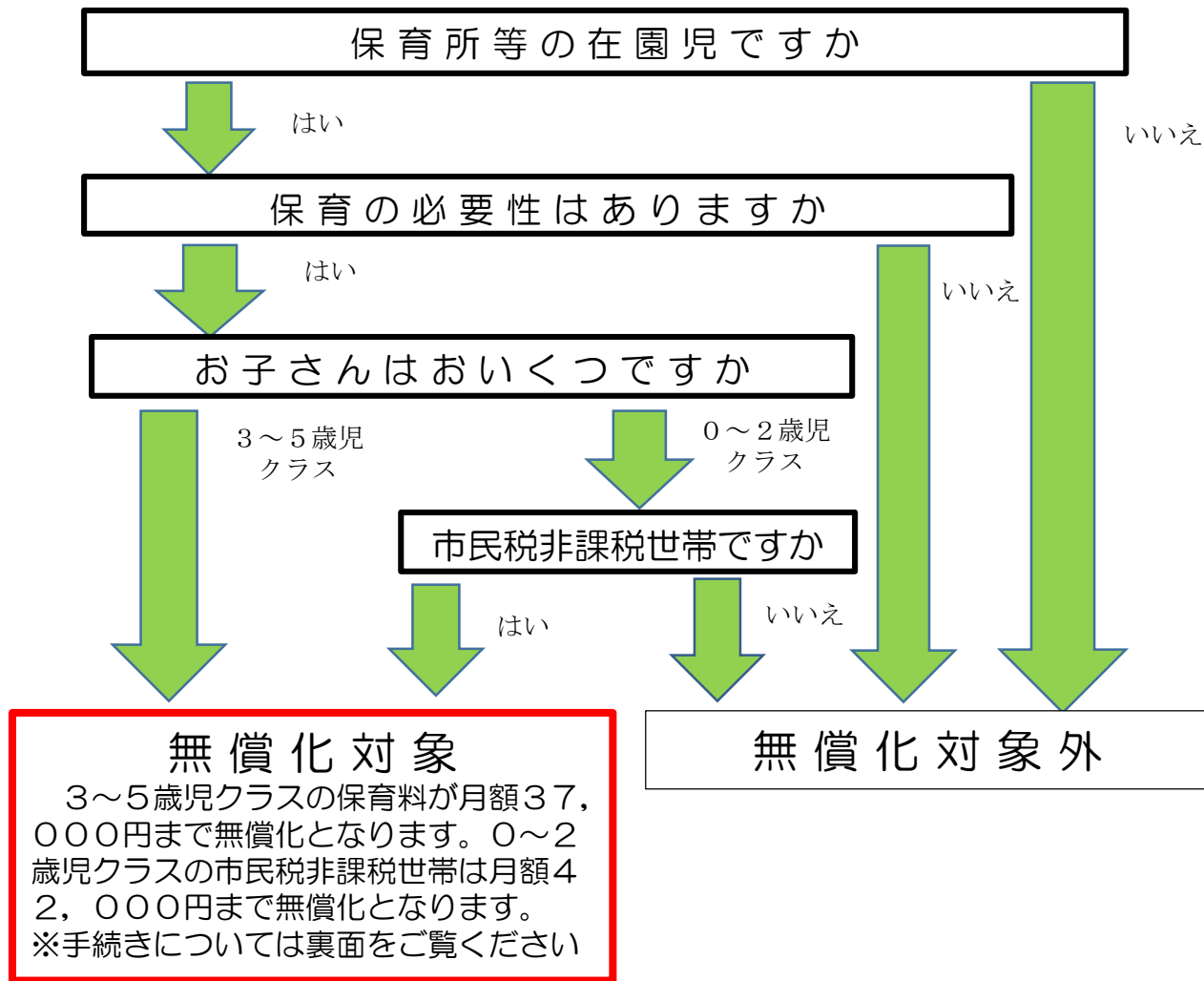


幼児教育の無償化の対象になるには 申請が必要です

◆対象者・上限額◆

下のチェックシートでご確認ください



◆対象となる施設・事業◆

宮城県に届出をした認可外保育施設（一般的な認可外保育施設やベビーシッター、認可外の事業所内保育施設等）のほか、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業が対象です。

問い合わせ先:

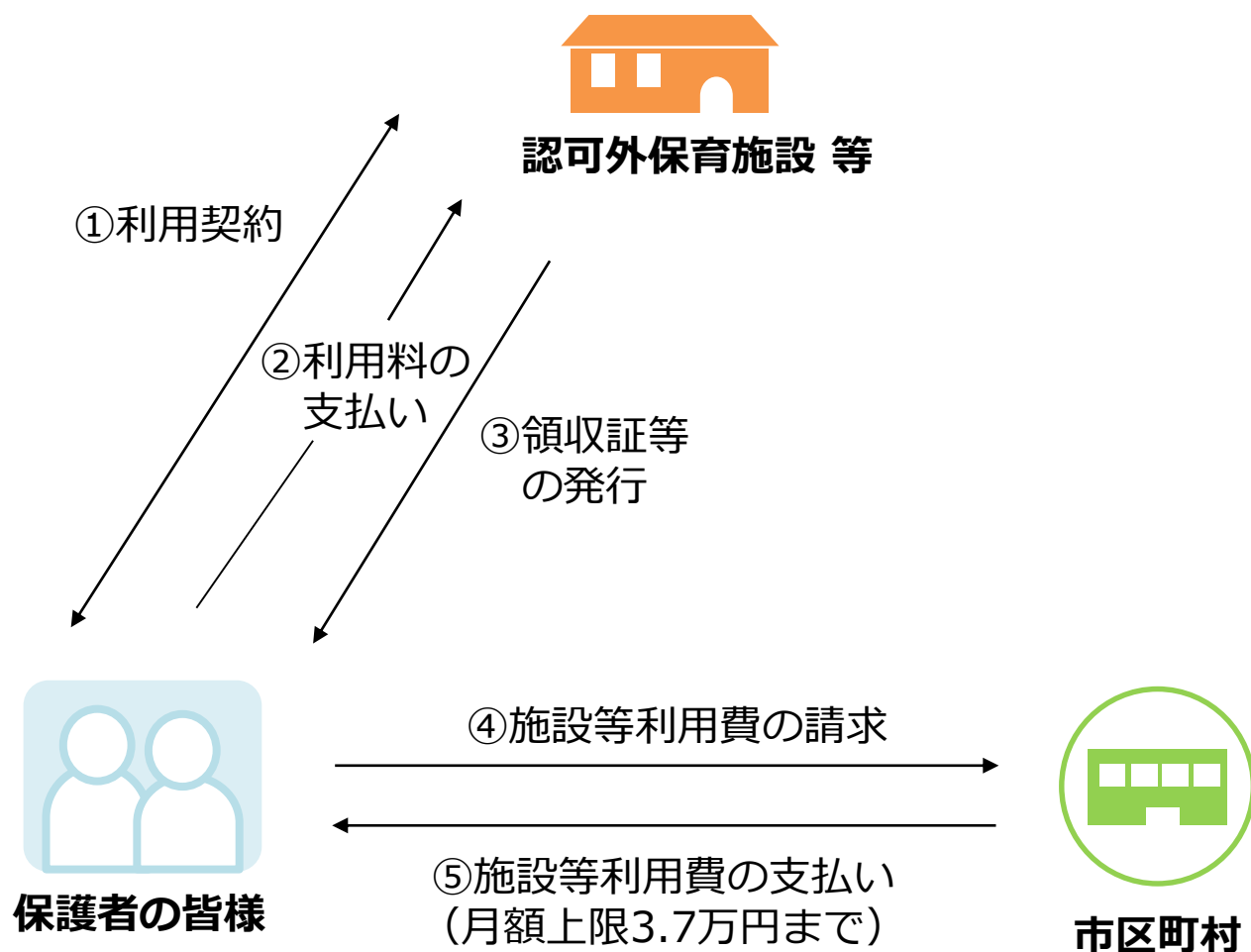
名取市健康福祉部こども支援課

TEL: 724-7181

◆無償化にあたり必要な手続き◆

- ※ 無償化対象になるには、お住まいの市町村に申請をしていただき、「保育の必要性」の認定を受ける必要があります。
- ※ 保育の必要性がある方が対象となりますので、父母等それぞれが月64時間以上の就労等の理由が証明できる書類が必要となります。
- ※ 申請書等は名取市こども支援課で配布しております。（今後、市ホームページに掲載予定です）名取市以外に在住の方はお住まいの市町村に手続きをご確認ください。

【基本的な手続きのイメージ】



- ※保育の必要性の認定を受けていない場合、まず、市区町村に申請が必要です。
- ※請求・支払いの時期など、手続の詳細については、お住まいの市区町村にご確認ください。
- ※施設によって、手続きが異なる場合があります。
- ※無償化の対象は保育料です。通園送迎費、食材料費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります。ご注意ください。